

「次期横浜市スポーツ推進計画策定支援業務委託」契約結果

次期横浜市スポーツ推進計画策定支援業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名 次期横浜市スポーツ推進計画策定支援業務委託
- 2 委託内容 次期計画策定検討に向けた調査分析、施策検証、基本目標・取組の提案
- 3 契約の相手方 株式会社創建 横浜支店
- 4 契約金額 3,971,000 円
- 5 契約日 令和3年7月2日
- 6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社創建 横浜支店	506	1
株式会社地域計画建築研究所 東京事務所	504	2
EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社	390	3
株式会社サーベイリサーチセンター	314	4
株式会社名豊	296	5

7 評価委員会開催経過等

- ・委員会開催日及び開催場所：令和3年6月4日（金） スカーフ会館7階大会議室
- ・評価委員の出席状況：6人（充足率6/7）
- ・議事内容：評価の実施（提案内容の評価、審議、ヒアリング）

- 8 評価基準 別紙のとおり
- 9 問い合わせ先 市民局スポーツ振興課
電話 045-671-3583

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を特定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

評価委員一人あたりの評価点の満点は109点とします。

評価委員が提案書及びヒアリングの内容について、次のとおり評価します。

ア 表1 評価項目Ⅰ、Ⅱ

A～E（8、6、4、2、0点）の5段階

※Ⅰ（1）は評価対象外

イ 表1 評価項目Ⅲ

1つみたすごと（※）に1点を加算し、評価点を与えます。

※Ⅲ（3）～（5）及び（7）～（8）はいずれか1つ以上を取得していれば1点

3 評価点の最も高いものが2以上あるときの対応

(1) 表1 評価項目のうち、評価項目Ⅰ～Ⅲの合計点が高い者を受託候補者として特定します。

(2) (1)を比較してもなお、受託候補者が特定できない場合は、評価項目Ⅰ、Ⅱにおいて、A評価が多い者を受託候補者として特定します。

(3) (1)及び(2)を行ってもなお、受託候補者が特定できない場合は、地方自治法施行令第167条の9に準じて、当該者にくじを引かせ受託候補者を特定します。受託候補者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該プロポーザル事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

4 ヒアリングを欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員がヒアリングを欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 配点

表1 評価項目のとおり

(2) 評価基準

表2 基本的評価事項のとおり

(3) その他

ア 評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とします。（評価委員7人がヒアリングに出席した場合の満点は763点、基準点は458点）基準点に達しない場合は不適格とします。

イ 評価項目Ⅰ、Ⅱのいずれかのうち、評価委員の過半数がE（0点）と採点した場合は、その提案者は不適格とします。

表1 評価項目

No.	評価項目		配点
I	提案者について	(1) 会社概要	—
		(2) 業務実績	16
		(3) 業務実施体制	8
II	提案内容について	(1) 業務目的の理解度	16
		(2) 現状分析、課題への理解度	16
		(3) 10年先を見据えた、設定すべき基本目標の提案力	24
		(4) 10年先を見据えた、具体的取組の提案力	24
III			
ワーク・ライフ・バランスに関する取組	(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）	1	
	(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員301人未満のみ加算）	1	
	(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得	左記のいずれか1つ以上を取得していれば1点	
	(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得		
	(5) 若者推進法に基づく認定（ユースエール）の取得		
	(6) よこはまグッドバランス賞の認定の取得	1	
障がい者雇用に関する取組	(7) 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している。（従業員45.5人以上の場合のみ加算）	左記のいずれかに該当していれば1点	
	(8) 障害者を1人以上雇用している。（従業員45.5人未満の場合のみ加算）※1週間の所定雇用時間が20時間以上で、1年以上継続して雇用される者（見込みを含む）		
合計			109

表2 基本的評価事項

No.	評価項目	評価事項（評価基準）	評価事項（評価基準）					重み	評価/配点
			A（8点）	B（6点）	C（4点）	D（2点）	E（0点）		
I	提案者について		※評価対象ではありません。					—	—
	(1) 会社概要	会社概要、事業概要、沿革							
	(2) 業務実績	平成28年度以降に国や都道府県、地方自治体、公益法人のスポーツ推進に関する計画（施設整備等ハードに関する計画を除く）策定支援業務の実績を有しているか。	国、都道府県、政令市のスポーツに関する実績を複数件、有している。	国、都道府県、政令市のスポーツに関する実績を1件、有している。	国、都道府県、政令市以外のスポーツに関する実績を複数件、有している。	国、都道府県、政令市以外のスポーツに関する実績を1件、有している。	実績についての記載がない。	×2	/16点
(3) 業務実施体制	・本事業を行うにあたって、実績のある者が担当者となるなど、十分な体制がとられているか。	スポーツに関する実績を有するものが複数担当者となり、業務実施にあたり十分な体制がとられている。	スポーツに関する実績を有するものが担当者となり、業務実施にあたり十分な体制がとられている。	スポーツに関する実績を有するものが担当者となり、業務実施にあたり標準的な体制がとられている。	やや不十分であり、業務実施にあたり不安な点がある。	不十分であり、業務実施にあたって必要な体制がとられていない。または記載がない。	×1	/8点	
II	提案内容について								
	(1) 業務目的の理解度	本業務の目的や必要性を十分に理解しているか。	特に優れており、本業務の目的や必要性を的確に理解している。	優れており、本業務の目的や必要性を理解している。	標準的であり、本業務の目的や必要性をある程度理解している。	やや不十分であり、本業務の目的や必要性の理解度に不安な点がある。	不十分であり、本業務の目的や必要性を理解していない。または記載がない。	×2	/16点
	(2) 現状分析、課題への理解度	わが国におけるスポーツを取り巻く現状を十分に理解し、課題が明確に分析されているか。	特に優れており、現状を十分に理解し、課題についても明確に示されている。	優れており、現状を理解し、課題についても示されている。	標準的であり、現状をある程度理解し、課題についてもある程度示されている。	やや不十分であり、現状の理解度が曖昧で、課題についても明確さに欠けている。	不十分であり、現状をまったく理解しておらず、課題についても明確ではない。または記載がない。	×2	/16点
	(3) 10年先を見据えた、設定すべき基本目標の提案力	・基本目標について、10年先を見据えた提案となっているか。 ・課題を踏まえた目標となっているか。	特に優れており、将来を見据えた非常に的確な目標が提案されている。	優れており、将来を見据えた的確な目標が提案されている。	必要水準を満たしており、将来を見据えた標準的な目標が提案されている。	やや不十分であり、将来を見据えた提案内容に不安な点が見られる。	提案内容が不十分である。または記載がない。	×3	/24点
	(4) 10年先を見据えた、具体的な取組の提案力	・それぞれの取組について、10年先を見据えた提案となっているか。 ・基本目標の達成に向けた取組となっているか。	特に優れており、将来を見据えた非常に的確な取組が提案されている。	優れており、将来を見据えた的確な取組が提案されている。	必要水準を満たしており、将来を見据えた標準的な取組が提案されている。	やや不十分であり、将来を見据えた提案内容に不安な点が見られる。	提案内容が不十分である。または記載がない。	×3	/24点
No.	評価項目	評価事項（評価基準）						配点	評価/配点
III	ワーク・ライフ・バランスに関する取組	次の項目について1つみたくごとに1点加算							
		(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）						1点	/1点
		(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員301人未満のみ加算）						1点	/1点
		(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得						左記のいずれか1つ以上を取得していれば1点	/1点
		(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得							
		(5) 若者推進法に基づく認定（ユースエール）の取得						1点	/1点
	(6) よこはまグッドバランス賞の認定の取得						1点	/1点	
	障がい者雇用に関する取組	(7) 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している。（従業員45.5人以上の場合のみ加算）						左記のいずれかに該当していれば1点	/1点
(8) 障害者を1人以上雇用している。（従業員45.5人未満の場合のみ加算）※1週間の所定雇用時間が20時間以上で、1年以上継続して雇用される者（見込みを含む）									
合計								点	